平成２５年（フ）第９４号
大阪府岸和田市下松町867番地の３
債務者　小山　広美
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
大阪府泉大津市我孫子２丁目４番１号
債務者　白石　隆則
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
大阪府泉佐野市日根野677番地
債務者　目　　泰治
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
大阪府泉大津市春日町７番10―101号
債務者　志村　昌英
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
大阪府岸和田市野田町２丁目６番18号
債務者　田中　敏子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
大阪府岸和田市額原町84番地の16エフォールヒロ１―Ｆ号
債務者　道添　孝吉
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
大阪府泉大津市要池住宅９番907号
債務者　永尾慎一郎
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1624番地の５
債務者　原田　　勇
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
大阪府阪南市尾崎町７丁目２番21―103号
債務者　永泉ゆかりこと　永泉結加里
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
奈良市針町3757番地の33
債務者　柳澤　　実
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４４２号
奈良市針町3757番地の33、住民票上の住所奈良県橿原市飛騨町85番地の８　Ａ―１―２吉田和子方
債務者　柳澤二美子
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５２３号
奈良県磯城郡田原本町大字大安寺116番地の25、申立時の住所奈良県桜井市大字吉備512番地の１
債務者　山田しのぶ
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５２４号
奈良県磯城郡田原本町大字大安寺116番地の25、申立時の住所奈良県桜井市大字吉備512番地の１
債務者　山田　悟之
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６０号
香川県木田郡三木町大字池戸3148番地８
債務者　阿部　幸子（旧姓竹原）
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第８号
香川県丸亀市飯山町東小川343番地８
債務者　鎌田佐和子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１１０号
熊本市中央区新町２丁目４番33号
債務者　長野美由紀
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３５号
熊本県菊池郡大津町大字室1535番地17
債務者　緒方ちひろ
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係